

学生等による評価に関する基本方針

〔平成18年6月15日 評価会議承認〕
〔平成18年9月11日 役員会決定〕
一部改正
〔平成22年6月21日 評価会議承認〕
〔平成22年6月23日 役員会決定〕
一部改正
〔平成30年1月12日 評価会議承認〕
〔平成30年1月17日 役員会決定〕
一部改正
〔令和3年4月8日 評価会議承認〕
〔令和3年4月14日 役員会決定〕
一部改正

第1 評価の目的

静岡大学評価会議（以下「評価会議」という。）は、学習、生活や進路に対する学生サービス面及び教育の成果や効果の検証について、在学生や卒業生等による評価、本学のイメージなどを調査し、キャンパスライフの質的向上と「魅力ある大学」を目指すため、学生等による評価を実施する。

第2 評価の方法

評価の方法は、アンケート形式による満足度調査（以下「アンケート調査」という。）により行う。

アンケート調査の対象範囲は、次のとおりとする。

- ア 在学生
- イ 卒業（修了）生
- ウ 就職先企業等
- エ 学生の保護者
- オ 高等学校長等

第3 評価の実施

- (1) 在学生を対象としたアンケート調査は、学びの実態調査を以ってあてる。
- (2) 在学生以外を対象としたアンケート調査は定期的実施することとし、実施時期については、評価会議が勘案し決定する。
- (3) アンケート調査の実施に関し必要な事項は、評価会議が別に定める。

第4 評価結果の活用

- (1) 評価会議は、アンケート調査の分析結果（以下「分析結果」という。）を、当該部局等とともに、「静岡大学における内部質保証に関する方針」に定める推進責任者に通知し、推進責任者は所掌する委員会等における自己点検・評価に分析結果を活用する。
- (2) 評価会議は、分析結果を本学公式ホームページ等で公表する。